

## 北海道ユニバーシティアライアンス要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、北海道に所在する大学及び大学を設置する法人（以下「大学等」という。）で構成する北海道ユニバーシティアライアンス（以下「アライアンス」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** アライアンスは、北海道に所在する大学等が、各大学等の特色及び強みを生かしながら、教育、研究、社会連携、産学連携等に関する情報の収集、共有及び解析並びに具体的事業の検討及び実施を連携して行うことにより、シナジー効果を発揮し、もって北海道における地域課題の解決に資することを目的とする。

(構成大学等)

**第3条** アライアンスは、北海道に所在する大学等のうち、前条の目的に賛同する別表に掲げる大学等（以下「構成大学等」という。）をもって構成する。

2 北海道に所在する大学等が前条の目的に賛同し、かつ、アライアンスへの参加を希望する場合には、次条の運営会議の議を経て構成大学等に加えることができる。

(運営会議)

**第4条** アライアンスに、アライアンスの運営に関する重要事項及び第2条の目的を達成するために必要な情報の収集、共有及び解析並びに具体的事業について協議するため、運営会議を置く。

2 運営会議は、構成大学等の長をもって構成する。

3 運営会議に議長を置き、構成大学等の長の互選により選出する。

4 運営会議の議長の任期は、2年とする。ただし、任期の途中で議長である大学等の長に交代があったときは、後任の当該大学等の長が議長になるものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

**第5条** アライアンスの庶務は、構成大学等の協力を得て、議長が所属する大学等において処理する。

(その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、アライアンスに関し必要な事項は、運営会議が定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年6月19日から施行する。

**別表（第3条関係）**

大学等名
国立大学法人北海道大学
国立大学法人北海道教育大学
国立大学法人室蘭工業大学
国立大学法人北海道国立大学機構
国立大学法人北海道国立大学機構小樽商科大学
国立大学法人北海道国立大学機構帯広畜産大学
国立大学法人北海道国立大学機構北見工業大学
国立大学法人旭川医科大学